

業種による暫定排水基準（条例）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における暫定排水基準に係る業種、暫定排水基準値（許容限度）及び適用期間等を水質汚濁防止法と同様に定めています。

ア ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

平成 13 年東京都条例第 118 号 最終改正令和 7 年東京都条例第 112 号
令和 10 年 9 月 30 日まで（下水道業又は旅館業にあっては、当分の間）適用

有害物質の 種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度 (mg/L)
ほう素及び その化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	40
	金属鋳業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	100
	旅館業（ほう素の濃度が 1 リットルにつき 500mg 以下の温泉を利用するものに限る。）	300
	旅館業（ほう素の濃度が 1 リットルにつき 500mg を超える温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及び その化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	10
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水量が 50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水量が 50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水量が 50 m ³ 未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この項において同じ。）を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水量が 50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
水道水源水域（別紙「水域区分」参照）に汚水を排出する新設の工場（別紙「一般排水基準（条例）」 (1) 有害物質に係る規制基準 備考 1 及び 2 参照）については、暫定排水基準は適用しない。		

備考 1 有害物質の種類ごとに業種その他の区分に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の条例別表第 7 4 の部 (一) の項の表又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場に係る汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

備考 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、下水処理場であって、次の算式により計算された値が 10 を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

Q

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水処理場に汚水を排出する旅館業に属する指定作業場ごとに、当該指定作業場から当該下水処理場に排出される汚水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位 ほう素として、mg/L)

Q_i 当該指定作業場から当該下水処理場に排出される汚水の通常量 (単位 $\text{m}^3/\text{日}$)

Q 当該下水処理場から排出される汚水の通常量 (単位 $\text{m}^3/\text{日}$)

※ この表に掲げる業種に属する工場又は指定作業場から排出される汚水の処理施設を有する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、経過措置の規定を適用する。

イ 亜鉛に係る暫定排水基準

平成 19 年東京都条例第 65 号 最終改正令和 6 年東京都条例第 164 号
令和 11 年 12 月 10 日まで適用

業 種	許容限度 (mg/L)
電気めっき業	4

備考 この表に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時にこの表に掲げる業種以外の業種にも属する
場合においては、当該工場又は指定作業場から排出される汚水の亜鉛含有量に係る規制基準については、
この表に掲げるものを適用する。

※ この表に掲げる業種に属する工場又は指定作業場から排出される汚水の処理施設を有する事業場につ
いては、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、経過措置の規定を適用する。

ウ 六価クロム化合物に係る暫定排水基準

令和 6 年東京都条例第 92 号
令和 9 年 3 月 31 日まで適用

業 種	許容限度 (mg/L)
電気めっき業	0.5
水道水源水域（別紙「水域区分」参照）に汚水を排出する新設の工場（別紙「一般排水基準（条例）」 （1）有害物質に係る規制基準 備考 1 及び 2 参照）については、暫定排水基準は適用しない。	

備考 この表に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時にこの表に掲げる業種以外の業種にも属する
場合においては、当該工場又は指定作業場から排出される汚水の六価クロム化合物に係る規制基準につ
いては、この表に掲げるものを適用する。

※ この表に掲げる業種に属する工場又は指定作業場から排出される汚水の処理施設を有する事業場につ
いては、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、経過措置の規定を適用する。